

平成22年第2回泉南市議会臨時会議案書

## 議 案 一 覧 表

(平成22年11月26日提出)

議 案		件 名	ページ
種 類	番 号		
議 案	1	泉南市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1
議 案	2	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	5
議 案	3	一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	9
議 案	4	一般職の職員の給与の特例に関する条例の制定について	27
議 案	5	泉南市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	31

議案第 1 号

## 泉南市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 22 年 11 月 26 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

### 提案理由

平成 22 年人事院勧告に準じ、市議会の議員に対して支給する期末手当の額を減額する措置を講じる必要から、本条例を提案するものである。



泉南市条例第 号

## 泉南市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 泉南市議会議員の議員報酬等に関する条例（平成20年泉南市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の217.5」を「100分の197.5」に改める。

第2条 泉南市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の192.5」を「100分の187.5」に、「100分の197.5」を「100分の202.5」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は平成22年12月1日から、第2条の規定は平成23年4月1日から施行する。



議案第 2 号

## 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 2 2 年 1 1 月 2 6 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

### 提案理由

平成 2 2 年人事院勧告に準じ、特別職の職員に対して支給する期末手当の額を減額する措置を講じる必要から、本条例を提案するものである。



## 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和31年泉南市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の215」を「100分の195」に改める。

第2条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の190」を「100分の185」に、「100分の195」を「100分の200」に改める。

### 附 則

この条例中第1条の規定は平成22年12月1日から、第2条の規定は平成23年4月1日から施行する。



議案第3号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成22年11月26日提出

泉南市長 向井通彦

提案理由

平成22年人事院勧告に準じ、本市一般職の職員の給与関係規定等について所要の措置を講じる必要から本条例を提案するものである。



## 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年泉南市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「第23条の3まで」の次に「及び附則第14項第3号」を加え、同条第2項中「死亡した日現在」の次に「。附則第14項第3号において同じ。」を加え、「100分の150」を「100分の135」に改め、同条第3項中「、同項中「100分の125」とあるのは「100分の65」と、「100分の150」とあるのは「100分の85」」を「、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合」に改め、同項に次の2号を加える。

- (1) 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員前項中「100分の125」とあるのは「100分の65」と、「100分の135」とあるのは「100分の80」とする。
- (2) 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は任期付採用条例第2条若しくは第3条の規定により採用された職員前項中「100分の125」とあるのは「100分の65」と、「100分の135」とあるのは「100分の85」とする。

第24条第1項中「この条」の次に「及び附則第14項第4号」を加え、同条第2項第1号中「100分の70」を「100分の65」に、同項第2号中「100分の35」を「100分の30」に改め、同条第3項中「死亡した日現在」の次に「。附則第14項第4号において同じ。」を加える。

附則に次の3項を加える。

1.4 当分の間、職員（次の表の給料表の適応を受ける職員（再任用職員等を除く。）のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であつてその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となつた場合にあつては、特定職員となつた日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 給料月額 当該特定職員の給料月額に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合（以下この項、附則第16項において「最低号給に達しない場合」という。）にあつては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額（以下この項及び附則第16項において「給料月額減額基礎額」という。））
- (2) 地域手当 当該特定職員の給料月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額）
- (3) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（規則第18条第1項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同条第2項で定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る第23条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（規則第18条第1項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同条第2項で定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る第23条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得

- た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額)
- (4) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（規則第18条第1項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同条第2項で定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第24条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（規則第18条第1項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同条第2項で定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第24条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額)
- (5) 第28条第1項から第6項まで又は第8項の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- ア 第28条第1項 全各号に定める額
- イ 第28条第2項又は第3項 第1号から第3号までに定める額に100分の80を乗じて得た額
- ウ 第28条第4項 第1号及び第2号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- エ 第28条第5項又は第6項 第1号から第3号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に乘じて得た額
- オ 第28条第8項 第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額（同条第6項の規定により給与の支給を受ける職員にあつては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）

給料表	職務の級
一般職給料表	6級
教育職給料表	3級

1.5 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

1.6 附則第14項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第16条から第19条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、第20条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得た数から休日に係る勤務時間数を減じた数で除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低の号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得た数から休日に係る勤務時間を減じた数で除して得た額）に相当する額を減じる。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）  
一般職給料表

（単位：円）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額							
再任用職員等以外の職員	1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000
	2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800	415,500
	3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400	418,000

4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000	420,500
5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,300	422,800
6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	378,800	425,200
7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,300	427,600
8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	383,800	430,000
9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	386,400	432,300
10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,100	434,600
11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	391,800	436,900
12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	394,500	439,100
13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,100	441,300
14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	399,400	443,300
15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	401,700	445,300
16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,100	447,300
17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,500	406,400	449,300
18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,500	408,500	451,100
19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,500	410,600	452,900
20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,400	412,700	454,700
21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,500	414,800	456,500
22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,400	416,800	458,000
23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,400	418,800	459,500
24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,400	420,800	461,000
25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,500	371,500	422,900	462,500
26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,500	373,500	424,500	463,900
27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,500	375,500	426,100	465,300
28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,500	377,500	427,700	466,600
29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,400	379,500	429,400	467,800

30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,300	381,400	430,700	468,600
31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,200	383,300	432,000	469,400
32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,100	385,100	433,300	470,200
33	185,800	242,100	282,700	328,400	357,000	386,900	434,600	471,000
34	187,300	243,600	284,600	330,400	358,800	388,600	435,900	471,800
35	188,800	245,100	286,500	332,500	360,600	390,300	437,200	472,600
36	190,300	246,700	288,400	334,600	362,300	392,000	438,400	473,400
37	191,600	248,000	290,100	336,500	364,200	393,700	439,700	474,200
38	192,900	249,600	291,900	338,500	365,600	394,900	440,600	475,000
39	194,200	251,200	293,700	340,500	367,100	396,100	441,500	475,800
40	195,500	252,800	295,500	342,500	368,600	397,300	442,400	476,600
41	196,900	254,200	297,400	344,400	370,100	398,400	443,200	477,400
42	198,200	255,600	299,100	346,300	371,300	399,600	444,000	478,100
43	199,500	257,000	300,800	348,200	372,500	400,800	444,800	478,900
44	200,800	258,400	302,500	350,100	373,700	402,000	445,600	479,700
45	202,000	259,700	304,200	352,000	374,700	403,000	446,400	480,500
46	203,300	261,100	305,900	353,600	375,600	403,700	447,200	
47	204,600	262,500	307,600	355,200	376,500	404,400	448,000	
48	205,900	263,900	309,300	356,800	377,400	405,100	448,800	
49	207,100	265,200	310,600	358,500	378,400	405,900	449,400	
50	208,200	266,400	312,200	359,700	379,200	406,600	450,200	
51	209,300	267,700	313,800	360,900	380,000	407,300	451,000	
52	210,400	269,000	315,400	362,000	380,800	408,000	451,800	
53	211,600	270,100	317,100	363,000	381,700	408,800	452,400	
54	212,600	271,400	318,700	364,100	382,400	409,500	453,200	
55	213,600	272,700	320,300	365,100	383,100	410,200	454,000	
56	214,600	274,000	321,900	366,200	383,800	410,900	454,800	

57	215,400	275,200	323,400	367,100	384,500	411,600	455,400	
58	216,400	276,300	324,600	367,800	385,100	412,300	456,200	
59	217,300	277,400	325,800	368,500	385,800	413,000	457,000	
60	218,300	278,500	327,000	369,200	386,500	413,700	457,800	
61	219,200	279,700	328,100	369,800	387,000	414,300	458,400	
62	220,200	280,700	329,100	370,500	387,700	415,000		
63	221,200	281,700	330,000	371,200	388,400	415,700		
64	222,200	282,700	331,000	371,900	389,100	416,400		
65	223,000	283,500	331,900	372,400	389,600	416,900		
66	224,000	284,400	332,700	373,100	390,300	417,500		
67	225,000	285,300	333,500	373,800	391,000	418,200		
68	226,100	286,200	334,300	374,500	391,700	418,900		
69	226,900	287,200	335,200	375,000	392,200	419,400		
70	227,700	288,000	335,900	375,700	392,900	420,100		
71	228,500	288,800	336,600	376,400	393,600	420,800		
72	229,300	289,600	337,300	377,100	394,300	421,500		
73	230,100	290,400	337,800	377,600	394,800	422,000		
74	230,800	290,900	338,400	378,300	395,500	422,700		
75	231,500	291,400	339,000	379,000	396,200	423,400		
76	232,200	291,900	339,600	379,700	396,900	424,100		
77	233,000	292,300	340,000	380,200	397,300	424,600		
78	233,800	292,700	340,500	380,800	398,000			
79	234,600	293,100	341,000	381,400	398,700			
80	235,400	293,500	341,500	382,000	399,400			
81	236,100	293,800	342,000	382,700	399,900			
82	236,800	294,200	342,500	383,300	400,600			
83	237,500	294,600	343,000	383,900	401,300			

84	238,200	295,000	343,500	384,500	402,000			
85	239,000	295,300	344,000	385,100	402,500			
86	239,700	295,700	344,500	385,700				
87	240,400	296,100	345,000	386,300				
88	241,100	296,500	345,500	386,900				
89	241,900	296,800	345,900	387,600				
90	242,400	297,200	346,400	388,200				
91	242,900	297,600	346,900	388,800				
92	243,400	298,000	347,400	389,400				
93	243,700	298,200	347,700	390,100				
94		298,600	348,200					
95		299,000	348,700					
96		299,400	349,200					
97		299,600	349,500					
98		300,000	350,000					
99		300,400	350,500					
100		300,800	351,000					
101		301,000	351,300					
102		301,400	351,700					
103		301,800	352,100					
104		302,200	352,500					
105		302,400	353,000					
106		302,800	353,400					
107		303,200	353,800					
108		303,600	354,200					
109		303,800	354,700					
110		304,200	355,100					

	111		304,600	355,500					
	112		305,000	355,900					
	113		305,200	356,400					
	114		305,600						
	115		306,000						
	116		306,400						
	117		306,600						
	118		306,900						
	119		307,200						
	120		307,500						
	121		307,900						
	122		308,200						
	123		308,500						
	124		308,800						
	125		309,200						
再任用職員等		186,300	214,000	258,400	278,700	294,300	320,300	363,000	397,300

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

教育職給料表

（単位：円）

職員の区分	級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 等以外の職員	1	148,800	164,400	285,600
	2	150,300	166,500	288,700
	3	151,800	168,600	291,800
	4	153,300	170,800	294,900
	5	154,900	172,800	297,600

6	156,800	175,000	300,700
7	158,600	177,200	303,800
8	160,400	179,400	306,900
9	162,200	181,700	309,900
10	164,300	184,500	312,800
11	166,300	187,200	315,700
12	168,300	189,900	318,600
13	170,300	192,800	321,400
14	172,500	194,500	323,700
15	174,700	196,200	326,000
16	176,900	197,900	328,300
17	179,200	199,700	330,600
18	181,800	201,400	332,900
19	184,300	203,100	335,200
20	186,800	204,800	337,500
21	189,300	206,600	339,800
22	191,000	208,500	342,100
23	192,700	210,400	344,400
24	194,400	212,300	346,700
25	195,900	214,000	348,900
26	197,500	216,000	350,800
27	199,100	218,000	352,700
28	200,700	220,000	354,600
29	202,400	221,900	356,500
30	204,100	224,600	358,400
31	205,800	227,300	360,200
32	207,500	230,000	362,100
33	209,000	232,800	363,900
34	210,700	235,700	365,700
35	212,400	238,600	367,500
36	214,100	241,500	369,300

37	215,700	244,300	371,200
38	217,400	247,100	372,800
39	219,100	249,900	374,400
40	220,800	252,700	376,000
41	222,600	255,500	377,400
42	224,400	258,100	378,900
43	226,200	260,700	380,400
44	228,000	263,300	381,900
45	229,900	265,700	383,500
46	231,600	268,300	385,100
47	233,300	270,800	386,700
48	235,000	273,300	388,300
49	236,700	275,800	389,800
50	238,400	278,400	391,300
51	240,100	281,000	392,800
52	241,800	283,600	394,300
53	243,100	286,100	395,900
54	244,800	288,700	397,300
55	246,400	291,200	398,600
56	248,100	293,700	399,900
57	249,600	296,000	401,400
58	251,100	298,700	402,800
59	252,600	301,400	404,200
60	254,100	304,100	405,600
61	255,700	306,600	406,900
62	257,200	309,100	408,300
63	258,700	311,600	409,700
64	260,100	314,100	411,100
65	261,400	316,500	412,300
66	263,000	318,700	413,500
67	264,600	320,900	414,700

68	266,100	323,100	415,900
69	267,800	325,400	417,000
70	269,300	327,600	418,200
71	270,800	329,800	419,400
72	272,300	331,900	420,600
73	273,600	334,100	421,600
74	274,900	336,300	422,400
75	276,200	338,500	423,200
76	277,500	340,700	424,000
77	278,900	342,700	424,900
78	280,100	344,600	425,700
79	281,300	346,500	426,500
80	282,500	348,400	427,300
81	283,800	350,200	428,100
82	285,000	352,000	428,800
83	286,200	353,800	429,500
84	287,400	355,600	430,200
85	288,500	357,100	430,900
86	289,500	358,800	431,600
87	290,500	360,500	432,300
88	291,500	362,100	433,000
89	292,600	363,800	433,700
90	293,500	365,100	434,400
91	294,400	366,500	435,100
92	295,300	367,900	435,800
93	295,800	369,400	436,300
94	296,600	370,700	
95	297,400	372,000	
96	298,200	373,300	
97	299,100	374,700	
98	299,900	375,800	

99	300,700	376,900	
100	301,500	378,000	
101	302,400	379,200	
102	302,900	380,300	
103	303,400	381,400	
104	303,900	382,500	
105	304,400	383,500	
106	304,800	384,500	
107	305,200	385,400	
108	305,600	386,400	
109	305,800	387,300	
110	306,200	388,300	
111	306,600	389,300	
112	307,000	390,300	
113	307,200	391,100	
114	307,500	392,000	
115	307,800	392,900	
116	308,100	393,800	
117	308,400	394,800	
118	308,700	395,600	
119	309,000	396,400	
120	309,300	397,200	
121	309,500	397,900	
122	309,800	398,700	
123	310,100	399,500	
124	310,400	400,300	
125	310,600	401,000	
126		401,700	
127		402,400	
128		403,100	
129		403,900	

	130		404,600	
	131		405,300	
	132		406,000	
	133		406,500	
	134		407,100	
	135		407,700	
	136		408,300	
	137		408,700	
	138		409,300	
	139		409,900	
	140		410,500	
	141		410,900	
	142		411,500	
	143		412,100	
	144		412,700	
	145		413,100	
	146		413,700	
	147		414,300	
	148		414,900	
	149		415,300	
再任用職員 等		212,900	263,700	297,200

備考 この表は、幼稚園に勤務する園長、教諭その他の職員で規則に定める者に適用する。

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の135」を「100分の137.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の135」を「100分の137.5」に改める。

第24条第2項第1号中「100分の65」を「100分の67.5」に改め、同項第2号中「100分の30」を「

100分の32.5」に改める。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年泉南市条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第7項中「平成21年泉南市条例第19号」を「平成22年泉南市条例第 号」に、「平成21年改正条例」を「平成22年改正条例」に、「適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものである職員以外の職員」を「次の各号に掲げる職員である者」に、「100分の99.76」を「当該各号に定める割合」に改め、「相当する額」の次に「（条例附則第14項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）」を加え、同項に次の2号を加える。

(1) 平成21年11月30日において適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものである職員以外の職員 100分の99.59

給料表	職務の級	号給
一般職給料表	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から24号給まで
	3級	1号給から8号給まで
教育職給料表	1級	1号給から52号給まで
	2級	1号給から44号給まで

(2) 前号に掲げる職員以外の職員 100分の99.83

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成23年4月1日から施行する。

(平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え)

2 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の条例附則第14項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年泉南市条例 号）の施行の日」と、「55歳に達する日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

3 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年泉南市条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第5条から第8条までを削り、附則に次の1条を加える。

（一般職の職員の給与に関する条例附則第14項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に関する読替え）

第5条 一般職の職員の給与に関する条例附則第14項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第14条第6項の規定の適用については、同項中「第20条」とあるのは、「附則第16項」とする。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

4 職員の育児休業等に関する条例（平成4年泉南市条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

（一般職の職員の給与に関する条例附則第14項の規定により給与が減ぜられて支給される育児短時間勤務職員等に関する読替え）

4 育児短時間勤務職員に対する給与条例附則第14項第1号、第3号及び第4号の規定の適用については、同項第1号中「号給の給料月額に」とあるのは「号給の給料月額に職員の育児休業等に関する条例（平成4年泉南市条例第7号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成7年泉南市規則第2号）第2条第2項に規定する勤務時間で除して得た数（以下この項において「算出率」という。）を除して得た額に」と、「を減じた額（）」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額（）」と、同項第3号及び第4号中「給料月額及び」とあるのは「給料月額を算出率で除して得た額及び」と、「給料月額減額基礎額及び」とあるのは「

給料月額減額基礎額を算出率で除して得た額及び」とする。

- 5 給与条例附則第14項の規定により給与が減ぜられて支給されている職員に対する第22条の規定の適用については、同項中「第20条」とあるのは、「附則第16項」とする。



議案第4号

一般職の職員の給与の特例に関する条例の制定について

一般職の職員の給与の特例に関する条例を別紙のように定める。

平成22年11月26日提出

泉南市長 向井通彦

提案理由

本年10月から実施している本市独自の一般職の職員の給与減額措置については、一般職の職員の給与に関する条例の附則中で規定しているが、平成22年人事院勧告の給与減額措置との調整を図り、明確化するにあたり、特例条例として別に定めるため、本条例を提案するものである。



## 一般職の職員の給与の特例に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、職員の給与を時限的に減ずる特例措置を講じ、もって市の再建に資することを目的とする。

(一般職の職員の給料等の特例)

第2条 給料表の適用を受ける職員（再任用職員等を除く。）の給料月額は、平成22年12月1日から平成26年9月30日までの間に限り、一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年泉南市条例第30号。以下「給与条例」という。）

第3条及び一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年泉南市条例第1号）附則第7項及び第8項の規定にかかわらず、これらの規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる給料月額に、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じた額（その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額）とする。ただし、職員の退職手当に関する条例（昭和31年泉南市条例第14号）の規定による退職手当の額の算定の基礎となる給料月額については、この限りでない。

- (1) 一般職給料表1級から5級である職員 100分の98
- (2) 一般職給料表6級である職員 100分の97
- (3) 一般職給料表7級である職員 100分の96
- (4) 一般職給料表8級である職員 100分の95
- (5) 教育職給料表1級又は2級である職員 100分の98
- (6) 教育職給料表3級である職員 100分の97

(特定職員に関する特例)

第3条 給与条例附則第14項の規定により特定職員の給料月額から減ずる額は、前条の規定により給料月額から減ずる額に含むものとする。地域手当、期末手当及び勤勉手当の同項による減額措置についても同様とする。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年12月1日から施行する。

(一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年泉南市条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第13項中「平成26年9月30日」を「平成22年11月30日」に改める。

議案第 5 号

## 泉南市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 22 年 11 月 26 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

### 提案理由

住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（平成 22 年総務省令第 86 号）が平成 22 年 12 月 1 日に施行され、住宅用防災警報器等を設置しないことができる場合として規定を追加する必要が生じたことから、本条例を提案するものである。



泉南市条例第 号

## 泉南市火災予防条例の一部を改正する条例

泉南市火災予防条例（昭和 37 年泉南市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 29 条の 5 に次の 1 号を加える。

- (6) 第 29 条の 3 第 1 項各号又は前条第 1 項に掲げる住宅の部分に複合型居住施設用自動火災報知設備を複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成 22 年総務省令第 7 号）第 3 条第 2 項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

附 則

この条例は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。